

藤井寺市小規模事業者に対する埋蔵文化財本発掘調査の補助に係る取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「埋蔵文化財関係補助事業の遂行にかかわる留意事項」(平成18年5月31日文化庁記念物課埋蔵文化財部門)に基づき、国庫補助事業により実施する藤井寺市内遺跡の発掘調査等のうち、小規模なため費用負担を求めることが困難と判断される事業者(以下「小規模事業者」という。)の開発事業等に伴う本発掘調査への補助について必要な事項を定めるものとする。

(小規模事業者の定義)

第2条 この要綱において小規模事業者とは、従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下である事業者をいう。

(補助の対象)

第3条 この要綱において小規模事業者の開発事業等に伴う本発掘調査への補助は、調査面積が300㎡以下の発掘調査(外業)、及びその整理・報告書作成(内業)を対象とする。ただし、発掘調査(外業)の補助額については、10万円を上限とする。

(補助の方法)

第4条 第3条に基づく補助は、補助額の範囲内で教育委員会が主体となって本発掘調査を実施することによって行うものとする。

(小規模事業者の補助手続き)

第5条 小規模事業者が、第3条に基づく補助を受けようとする場合、本発掘調査補助申込書(様式第1号)及び別紙に定める書類を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は前項の申込みがあったときは、本要綱に基づき可否を決定し、本発掘調査補助決定通知書(様式第2号)又は本発掘調査補助不決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(違反)

第6条 教育委員会は、補助を受けるものが、不正の手段又は虚偽の申込みにより補助を受けていることが認められる場合は、すでに受けている補助に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結した発掘調査から適用する。

(別紙)

第5条第1項に基づき提出する書類は、下記のとおりとする。

法人が事業者の場合

登記簿謄本(写)

決算書(写)

賃金台帳(写)(従業員等を雇用している場合)

源泉徴収簿・同領収証(写)(従業員等を雇用している場合)

個人が事業者の場合

事業者の住民票抄本(写)

確定申告書(決算・内訳書を含む)(写)

所得証明書

賃金台帳(写)(従業員等を雇用している場合)

源泉徴収簿・同領収証(写)(従業員等を雇用している場合)

勤務先よりの給与等支払証明書(で給与所得がある場合)

個人事業の開業等届出書(税務署受付印のある写)(がない場合)

確認書(法人の代表・役員・社員である場合)

確 認 書

年 月 日

藤井寺市教育委員会

教育長

住所

氏名

印

『藤井寺市小規模事業者に対する埋蔵文化財本発掘調査の補助に係る取扱い要綱』
(以下、「補助要綱」という。) に関して、以下のことを確認します。

- 1、私が{代表・役員・社員}をつとめる (法人名) が、藤井寺市 の
開発事業等において発掘調査終了後に実質的な事業者となった場合、補助要綱に
おいてはその法人を事業者とすること。
- 2、1により事業者となった (法人名) が補助要綱第2条に
定める小規模事業者の要件を満たさないときは、すでに受けている補助に相当す
る額の返還に応じること。

様式第1号（第5条関係）

埋蔵文化財本発掘調査に係る補助申込書

年 月 日

藤井寺市教育委員会

教育長

住所

依頼者

氏名

印

当社（私）が予定している土木工事に伴う埋蔵文化財本発掘調査について調査補助を受けたいので申込みます。なお、補助を受けたときは、藤井寺市小規模事業者に対する埋蔵文化財本発掘調査の補助に係る取扱い要綱の規定を厳守するとともに、藤井寺市教育委員会の指示に従います。

記

1 申込み地

藤井寺市

2 補助を申込む理由

3 補助の内容

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

申込者 様

藤井寺市教育委員会

教育長

年 月 日付で申込みのあった埋蔵文化財本発掘調査に係る補助については、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 申込み地

藤井寺市

2 補助の内容

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

申込者 様

藤井寺市教育委員会

教育長

年 月 日付で申込みのあった埋蔵文化財本発掘調査に係る補助については、下記のとおり不決定となりましたので通知いたします。

記

1 申込み地

藤井寺市

2 不決定の理由

藤井寺市小規模事業者に対する埋蔵文化財本発掘調査の補助に係る取扱い要綱の採択基準に適合しないため。